

# 『権利擁護研修会』

認知症などの疾病や障害により判断能力が十分でない方が安心して暮らせるように、その方の権利を守り、支援するための基礎的な知識の習得や意識啓発を図ることを目的に研修会を開催します。関心のある方は是非ご参加ください。

テーマ：成年後見制度を活用する

＝必要な方の申立て支援を考える＝

## 成年後見制度とは!?

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

### ■判断能力が不十分になる前に ⇒ 任意後見制度

将来に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらおうか」をあらかじめ契約により決めておきます。

### ■判断能力が不十分になってから ⇒ 法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれます。  
利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

日 時 平成28年 2月 8日 (月) 午後1時30分～3時

場 所 七塚健康福祉センター 多目的ホール ※参加無料  
(かほく市遠塚口52-10)

講 師 金沢家庭裁判所書記官「成年後見制度の概要と最近の動向」  
かほく市役所長寿介護課「必要な方の申立て支援(事例)」

主催・申込先 かほく市社会福祉協議会 電話 285-8885

◎参加を希望される方は、準備の都合上2月5日(金)までに、かほく市社会福祉協議会へお申込み下さい。